

第3章 基本理念と施策の体系

1 基本理念

「子ども・子育て支援新制度」において、区市町村は地域のニーズを踏まえながら、幼児期における質の高い学校教育・保育及び子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施することが求められます。

本計画では、従来の「墨田区次世代育成支援行動計画 墨田区子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を継承しながら、児童の権利に関する条約、児童福祉法の原理、子ども・子育て支援法の基本理念に則り、これまでの取組を発展させるとともに、子どもを主体とした総合的かつ効果的な施策の展開を図ることとし、以下のとおり基本理念を定めます。

子どもの最善の利益を優先するまち すみだ

2 5年後の将来像

基本理念である「子どもの最善の利益を優先するまち すみだ」を具現化するため、「子ども」「子育て家庭」「地域（企業含む）」について、次の内容を将来像として掲げ、計画を推進していきます。

子ども

すみだに愛着と誇りを持ち、
お互いを尊重し合う
心が育まれている

子育て家庭

安心して子どもを生み、
子どもの尊い命を
守りながら、親自身も
笑顔で子育てを
楽しんでいる

地域（企業含む）

支えあい・助けあいの
意識を持ち、
子どもと親の
未来への可能性を
引き出している

【参考】「子どもの最善の利益」について

基本理念に掲げた「子どもの最善の利益」は、国際人権法の一つであり、普遍的な子どもの権利を示した「児童の権利に関する条約（1989年国連採択）」（以下、「子どもの権利条約」という。）第3条に明記されています。

我が国は平成6年に子どもの権利条約を批准しており、児童の健全な育成、福祉の積極的増進を基本精神とする根本的総合的法律である「児童福祉法」においても、子どもの権利条約の精神を尊重する姿勢を明確にしています。

「子どもの最善の利益」は、社会状況や家庭環境など、子どもが置かれているそれぞれの状況によって変わる可能性があるため、常に「子どもの最善の利益」を最優先に考慮し、子どもを中心に、区の取組を検討していきます。

児童の権利に関する宣言

1959年（昭和34年） 国連採択

第2条

児童は、特別の保護を受け、また、健全、かつ、正常な方法及び自由と尊厳の状態の下で身体的、知能的、道徳的、精神的及び社会的に成長することができるための機会及び便益を、法律その他の手段によって与えられなければならない。この目的のために法律を制定するに当たっては、児童の最善の利益について、最高の考慮が払われなければならない。

児童の権利に関する条約

1989年（平成元年） 国連採択

1994年（平成6年） 日本批准

第3条第1項

児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

児童福祉法

昭和22年法律第164号

第1条（児童の福祉を保障するための原理）

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第2条第1項（児童育成の責任）

全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

第3条（原理の尊重）

前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

3 基本目標

基本理念及び5年後（令和6年度まで）の将来像の実現に向け、次の5つの基本目標を定め、それぞれ具体的な方向性の下、子ども・子育て支援施策を展開していきます。

（1）基本目標①

子どもと親とが共に育つまちをつくります

【具体的な方向性】

- （1）親同士のつながりと子育て力の育成
- （2）子育て家庭への支援サービスの充実
- （3）子どもの豊かな育ちを育む場・機会の充実
- （4）子どもと親の心とからだの健康づくりの促進

（2）基本目標②

保育の量的整備も継続しつつ、教育・保育の質を高めます

【具体的な方向性】

- （1）乳幼児が健やかに育つ教育・保育環境の整備
- （2）多様なニーズに応える保育サービスの充実
- （3）子どもの生きるための基礎的な力を育成する環境の整備

（3）基本目標③

困難が生じた子どもと親への支援体制を手厚くします

【具体的な方向性】

- （1）ひとり親家庭等への支援
- （2）障害のある子どもの発達と成長支援
- （3）さまざまなサポートが必要な子どもと家庭への支援

(4) 基本目標④

地域の子育て力と支えあいを強化します

【具体的な方向性】

- (1) 地域の子育て力の育成と協働
- (2) 企業等の子育て力との協働
- (3) 子どもが安心して暮らせる環境の整備

(5) 基本目標⑤

ワーク・ライフ・バランスを踏まえた支援を実施します

【具体的な方向性】

- (1) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりの推進
- (2) 子育てを楽しめるまちづくりの推進
- (3) 子育て家庭の視点に立った情報の発信

4 施策の体系

基本理念

子どもの最善の利益を優先するまち すみだ

5年後の将来像

子ども

すみだに愛着と誇りを持ち、
お互いを尊重し合う
心が育まれている

子育て家庭

安心して子どもを生み、
子どもの尊い命を
守りながら、親自身も
笑顔で子育てを
楽しんでいる

地域(企業含む)

支えあい・助けあいの
意識を持ち、
子どもと親の
未来への可能性を
引き出している

基本目標

目標①

子どもと親とが共に
育つまちをつくります

目標②

保育の量的整備も
継続しつつ、教育・
保育の質を高めます

目標③

困難が生じた子どもと
親への支援体制を
手厚くします

目標④

地域の子育て力と
支えあいを強化します

目標⑤

ワーク・ライフ・
バランスを踏まえた
支援を実施します

具体的な方向性

- (1) 親同士のつながりと子育て力の育成
- (2) 子育て家庭への支援サービスの充実
- (3) 子どもの豊かな育ちを育む場・機会の充実
- (4) 子どもと親の心とからだの健康づくりの促進

- (1) 乳幼児が健やかに育つ教育・保育環境の整備
- (2) 多様なニーズに応える保育サービスの充実
- (3) 子どもの生きるための基礎的な力を育成する環境の整備

- (1) ひとり親家庭等への支援
- (2) 障害のある子どもの発達と成長支援
- (3) さまざまなサポートが必要な子どもと家庭への支援

- (1) 地域の子育て力の育成と協働
- (2) 企業等の子育て力との協働
- (3) 子どもが安心して暮らせる環境の整備

- (1) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりの推進
- (2) 子育てを楽しめるまちづくりの推進
- (3) 子育て家庭の視点に立った情報の発信

取組一覧

- ◎親子の集いの場の提供
 - ・公共施設を活用した親子の交流
 - ・育児を学ぶ機会の提供
 - ・気軽に相談できる子育て相談窓口
 - ・親がリフレッシュできる環境づくり
- ◎児童の健全育成と放課後の子どもの居場所
 - ・豊かな学びの場・機会の提供
 - ・親子と支援機関の関係づくり
 - ・子どもと親の健康維持の支援
 - ・医療を安心して受けられる環境の整備
 - ・健康促進と正しい知識の習得

- ◎保育の質・サービスの向上
 - ・保育の量の確保
 - ・幼保小中連携の促進
 - ・多様なニーズへの対応
 - ・親の働き方に応じた保育の提供
 - ・緊急時に利用できる保育の提供
 - ・「生きる力」を育む教育の充実
 - ・「こころ」を育む教育の充実
 - ・学校環境の向上

- ・ひとり親家庭の相談窓口
- ・住まいの支援
- ・幼稚園・保育園・学童クラブでの受入
- ・特別支援教育等の運営
- ・身近な地域における支援の充実
- ◎虐待防止のための連携・支援
 - ・さまざまな悩みを抱える家庭への支援
 - ・経済的な支援

- ◎地域との協働による子育て支援
 - ・町会・自治会等の地域団体との協働
 - ・異世代交流による子育て支援
 - ・仕事についての学びの機会の提供
 - ・子育てに理解のある企業との連携
 - ・子育て中の保護者の就職活動の支援
- ◎安全・安心なまちづくり
 - ・自ら危険を回避できる教育の推進
 - ・不審者情報等の発信

- ◎ワーク・ライフ・バランスの推進
 - ・父親に育児参加を促す取組
 - ・男女共同参画についての意識啓発
 - ・子どもを連れて出かけやすいまちづくり
 - ・子育てしやすい住宅環境の促進
 - ・ICTを活用した情報の発信
 - ・多様な方法を用いた情報の発信

子ども・子育て支援事業計画

教育・保育給付

施設型給付

保育所
幼稚園
認定こども園

地域型保育給付

小規模保育
家庭的保育
居宅訪問型保育
事業所内保育

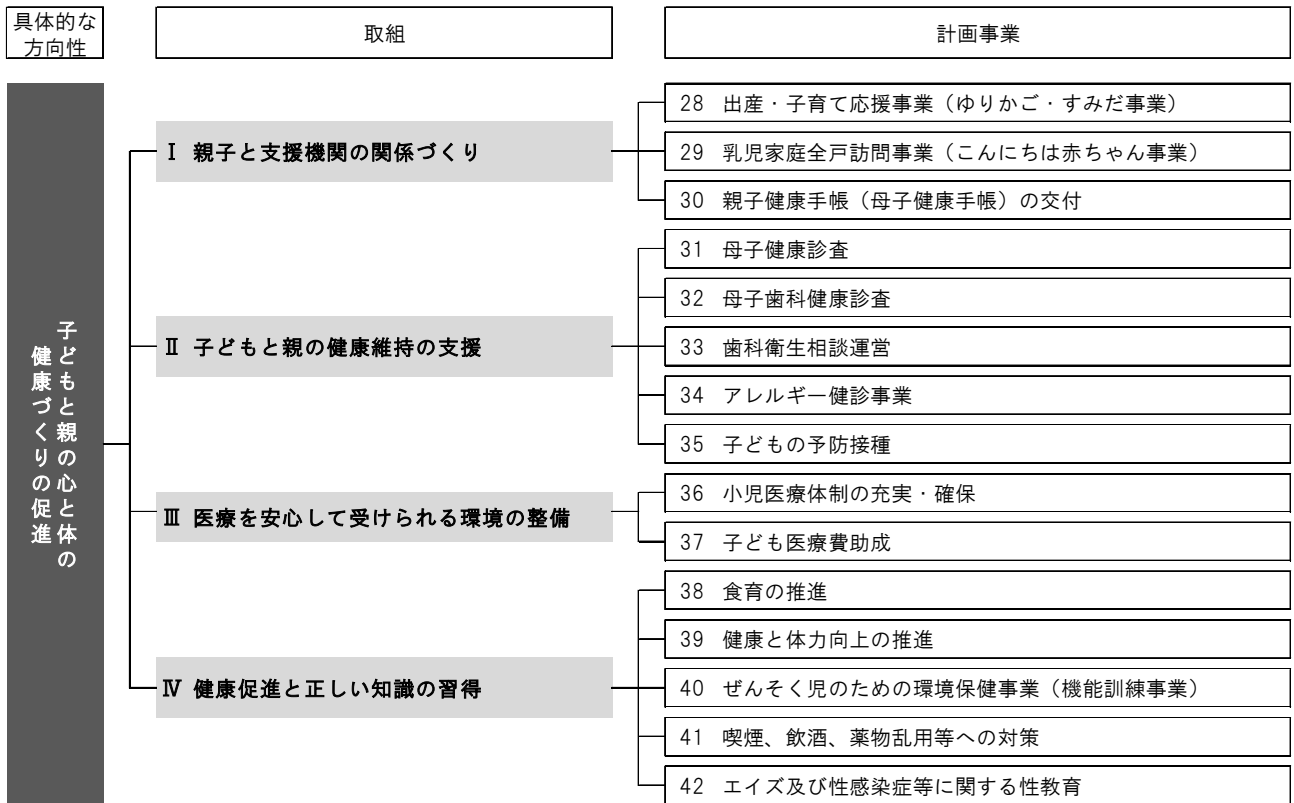
地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・妊婦健康診査
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業
- ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）
- ・子育て短期支援事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- ・一時預かり事業
- ・延長保育事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

5 計画事業一覧

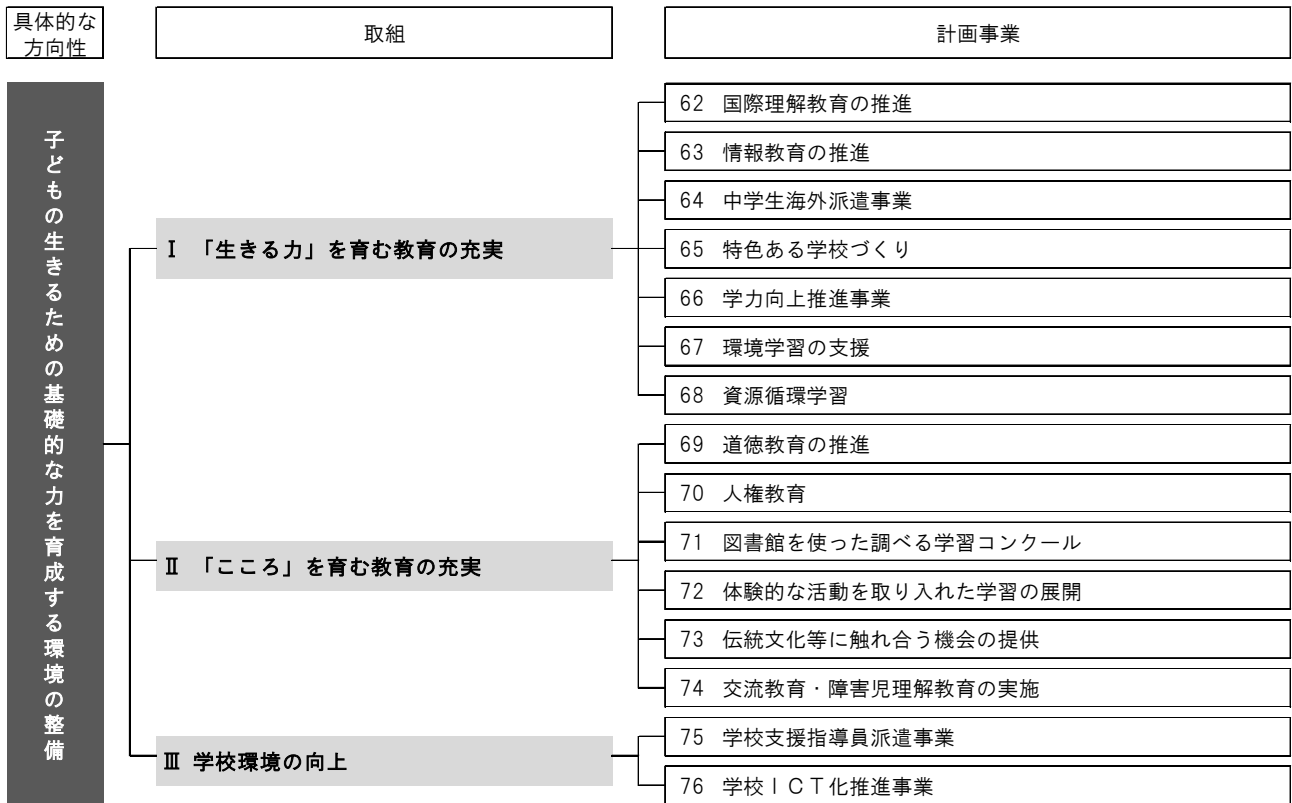
基本目標① 子どもと親とが共に育つまちをつくります

具体的な方向性	取組	計画事業
親同士のつながりと子育て力の育成	I 親子の集いの場の提供 ◎	1 両国・文花子育てひろばの運営
		2 児童館における地域子育て支援拠点事業
		3 民間事業者による地域子育て支援拠点事業
	II 公共施設を活用した親子の交流	4 認定こども園における地域子育て支援
		5 幼稚園の園庭開放
		6 社会福祉会館における乳幼児事業
	III 育児を学ぶ機会の提供	7 出産準備クラス・パパのための出産準備クラス
		8 育児学級・育児講演会
		9 家庭と地域の教育力充実事業
子育て家庭への支援サービスの充実	I 気軽に相談できる子育て相談窓口	10 利用者支援事業
		11 子育て安心ステーション事業
		12 乳幼児子育て相談
		13 いっしょに保育
	II 親がリフレッシュできる環境づくり	14 育児相談
		15 一時預かり事業
		16 子育てママ対象講座
子どもの豊かな育ちを育む場・機会の充実	I 児童の健全育成と放課後の子どもの居場所 ◎	17 児童養育家庭ホームヘルプサービス
		18 児童館事業
		19 学童クラブ事業
		20 放課後子ども教室推進事業
		21 学童クラブ待機児童の放課後の居場所の確保
	II 豊かな学びの場・機会の提供	22 児童館の改修
		23 わんぱく天国
		24 サブ・リーダー講習会
		25 夏休み自然体験教室
		26 子ども読書活動推進計画事業
27 環境体験事業		

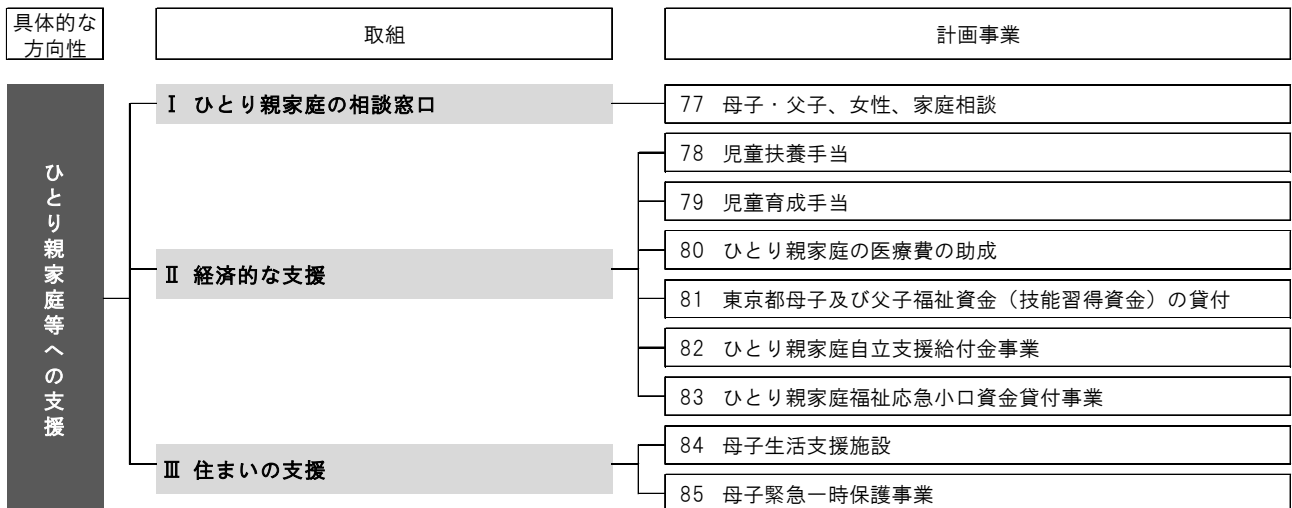


基本目標② 保育の量的整備も継続しつつ、教育・保育の質を高めます





基本目標③ 困難が生じた子どもと親への支援体制を手厚くします



具体的な
方向性

取組

計画事業

障害のある子どもの発達と成長支援

I 幼稚園・保育園・学童クラブでの受入

- 86 幼稚園等における特別支援教育
- 87 保育施設における障害児保育
- 88 心理相談員の保育施設への巡回
- 89 学童クラブへの障害児の受入

II 特別支援教育等の運営

- 90 特別支援学級等の就学相談
- 91 就学奨励費の支給
- 92 特別支援教育への対応
- 93 介助支援の実施

III 身近な地域における支援の充実

- 94 障害児通所支援事業
- 95 障害児移動支援事業

IV 経済的な支援

- 96 障害児福祉手当
- 97 児童育成手当（障害）
- 98 特別児童扶養手当

さまざまなサポートが必要な子どもとその家庭への支援

I 虐待防止のための連携・支援 ◎

- 99 要保護児童対策協議会を中心とした虐待防止、再発防止の強化
- 100 虐待防止に向けた啓発活動の推進
- 101 社会的養護推進のための啓発強化
- 102 周産期保健医療ネットワークシステムの運営
- 103 産後ケア事業
- 104 ショートステイ
- 105 養育支援訪問事業

II さまざまな悩みを抱える家庭への支援

- 106 いじめ・不登校防止対策事業
- 107 スクールカウンセラーの配置
- 108 スクールサポート事業
- 109 ステップ学級
- 110 教育相談事業
- 111 医療的ケア児に関する庁内連絡会議の運営
- 112 医療的ケア児の受入対策
- 113 重症心身障害児（者）等介護者支援事業
- 114 外国籍等児童・生徒の支援
- 115 思春期相談
- 116 生活困窮者学習支援事業

III 経済的な支援

- 117 児童手当
- 118 私立幼稚園等園児の保護者への助成
- 119 認証保育所保育料負担軽減補助事業
- 120 国民年金保険料の産前産後期間の免除制度
- 121 就学援助
- 122 受験生チャレンジ支援貸付事業
- 123 墨田区私立高等学校等入学資金貸付事業

基本目標④ 地域の子育て力と支えあいを強化します

具体的な方向性	取組	計画事業	
地域の子育て力の育成と協働	I 地域との協働による子育て支援 ◎	124 地域子育てネットワークの構築	
		125 すみだ子育て支援ネット「はぐ」	
		126 ファミリー・サポート・センター事業	
		127 学校運営連絡協議会の設置と運営	
		128 学校支援ネットワーク事業	
	II 町会・自治会等の地域団体との協働	129 若手人材育成事業	
		130 子ども会活性化事業	
		131 少年団体の育成	
		132 青少年委員活動	
		133 民生委員・児童委員活動	
	III 異世代交流による子育て支援	134 高齢者とのコミュニケーション（講演会等）事業	
		135 次代に継ぐ平和のかたりべ事業	
		136 シニア人材バンク事業	
		137 ふれあい給食事業	
	企業等の協働による子育て	I 仕事についての学びの機会の提供	138 中学生の職場体験・保育体験学習の充実
		139 アウトオブキッズニア in すみだ	
II 子育てに理解のある企業との連携		140 すみだのはたらきかた応援マガジンの発行	
141 就職・仕事カウンセリングルームの運営			
子どもが安心して暮らせる環境の整備	I 安全・安心なまちづくり ◎	142 地域防犯対策	
		143 防犯パトロールカーの管理運営	
		144 子どもの110番事業	
		145 通学路防犯設備整備事業	
		146 防犯ブザーの配布	
		147 スクールゾーン育成事業費	
	II 自ら危険を回避できる教育の推進	148 児童の交通安全教育事業	
		149 セーフティ教室	
	III 不審者情報等の発信	150 防災教育	
		151 緊急情報発信メール配信事業	
	152 危機情報のメール配信		

基本目標⑤ ワーク・ライフ・バランスを踏まえた支援を実施します

